

## 平成19年第2回港区議会定例会提出予定案件

### 区長報告第8号

#### 専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、庁有車の物損事故に係る損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

- 専決処分の日 平成19年5月31日
- 損害賠償額 229,950円
- 概 要 平成19年4月23日港区北青山三丁目8番15号先の区道上において、作業中の高所作業車が道路に接する敷地に設置されていた看板に接触し、損傷させたことに伴う損害賠償です。

### 議案第38号

#### 政治倫理の確立のための港区長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行による「郵便貯金法」の廃止及び「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行による「証券取引法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容
  - (1) 郵便貯金法の廃止に伴い、資産等報告書に記載する資産等から郵便貯金を削ります。
  - (2) 証券取引法の一部改正に伴い、条例で引用している法律の題名を変更するほか、規定を整備します。
    - ・証券取引法 → 金融商品取引法
  - (3) その他規定の整備
- 施行期日
  - (1) 平成19年10月1日
  - (2) 区規則で定める日
  - (3) 公布の日

## 議案第 39 号

### 港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「雇用保険法等の一部を改正する法律」の施行による「雇用保険法」及び「船員保険法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

#### ○ 内 容

(1) 雇用保険の失業等給付に相当する退職手当の受給資格を変更します。

・勤続期間 6 月以上 → 勤続期間 12 月以上

(2) 船員保険の失業等給付に係る部分が、雇用保険制度に統合されることに伴い、規定を整備します。

(3) その他規定の整備

○ 施行期日 平成 19 年 10 月 1 日。ただし、(2) については、平成 22 年 4 月 1 日、(3) については、公布の日

## 議案第 40 号

### 港区特別区税条例の一部を改正する条例

本案は、「地方税法の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成 19 年 3 月 30 日に専決処分した部分を除き、規定を整備するものです。

#### ○ 内 容

(1) 条約適用配当等に係る特例税率の適用期限を延長します。

(2) 条例で引用している租税特別措置法の条項番号を変更します。

(3) 条例で引用している法律の題名及び条項番号を変更します。

・証券取引法 → 金融商品取引法

○ 施行期日 公布の日。ただし、(2) については、平成 20 年 4 月 1 日、(3) については、区規則で定める日

## 議案第 41 号

### 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

本案は、浜松町駅北口自転車等駐車場を新たに設置するものです。

#### ○ 内 容

(1) 名 称 港区立浜松町駅北口自転車等駐車場

(2) 位 置 港区海岸一丁目 2 番 34 号

○ 施行期日 区規則で定める日

## 議案第42号

### 港区まちづくり条例（全部改正）

本案は、まちづくりに関する基本的事項を定めることにより、人に優しく、良質な都市空間及び居住環境の維持及び創造に資することを目的として、港区定住まちづくり条例の全部を改正するものです。

#### ○ 内 容

##### （1）条例の題名変更

- ・「港区定住まちづくり条例」 → 「港区まちづくり条例」

##### （2）まちづくりマスタープランを次のとおり定義します。

- ・都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく区の都市計画に関する基本的な方針であり、かつ、区のまちづくりに関する基本的な計画であるもの

##### （3）まちづくりに関する区、区民等及び企業等の責務を規定します。

##### （4）区長は、公聴会の開催等区民等の意見を反映させるために必要な措置を講じた上、この条例の目的に適合するよう、まちづくりマスタープランを策定するものとします。

##### （5）区民等の発意によるまちづくりの仕組みを創設します。

- ・区内でまちづくりの活動を行うことを目的とする団体（まちづくり組織）の登録等
- ・まちづくり組織が活動する区域に関するまちづくりの理念（地区まちづくりビジョン）の登録等
- ・まちづくり組織が活動する区域に関するまちづくりの取決め（地区まちづくりルール）の認定等

##### （6）地区まちづくりルールの認定に関する審査を行うため、区長の付属機関として、港区地区まちづくりルール認定審査会を設置します。

##### （7）地区計画等に関する申出手続及び地区計画等の案の作成手続を規定します。

##### （8）都市計画の決定等の提案手続を規定します。

##### （9）地区計画等の案の作成手続については本条例で規定するため、港区地区計画等の案の作成手続に関する条例を廃止します。

#### ○ 施行期日 平成19年10月1日

## 議案第 4 3 号

### 港区立エコプラザ条例の一部を改正する条例

本案は、施設の新築に伴い、エコプラザの位置を変更するとともに、指定管理者制度を導入するものです。

#### ○ 内 容

(1) エコプラザの位置を変更します。

・ 虎ノ門三丁目 6 番 9 号 → 浜松町一丁目 1 3 番 1 号

(2) 施設利用その他の事業を拡充します。

(3) 開館日及び開館時間を拡大します。

・ 毎月の第 4 月曜日及び年末年始以外の日は、開館とします。

・ 開館時間の拡大

午前 9 時～午後 5 時 → 午前 9 時 3 0 分～午後 8 時

(4) 施設の使用料は、無料とします。

(5) 指定管理者制度の導入に必要な規定を設けます。

(6) 規定の整備

○ 施行期日 区規則で定める日。ただし、(5)については、公布の日

## 議案第 4 4 号

### 港区特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

本案は、特定公共賃貸住宅シティハイツ神明を新たに設置するものです。

#### ○ 内 容

(1) 名 称 港区特定公共賃貸住宅シティハイツ神明

(2) 位 置 港区浜松町一丁目 1 3 番 1 号

(3) 戸 数 1 5 0 戸 ( 単身者用 2 0 戸を含む。 )

○ 施行期日 区規則で定める日

## 議案第 4 5 号

### 港区立福祉会館条例の一部を改正する条例

本案は、青南福祉会館の改修工事に伴い、仮施設へ移転するため、位置を変更するとともに、同会館の施設の使用料の規定を整備するものです。

#### ○ 内 容

(1) 青南福祉会館の位置を変更します。

- ・南青山四丁目10番1号 → 北青山三丁目4番25号
- (2) 仮施設の貸室の構成に合わせ、使用料を改めます。
- 施行期日 区規則で定める日

#### **議案第46号**

##### **港区立学校設置条例の一部を改正する条例**

本案は、高陵中学校及び白金台幼稚園の改築工事に伴い、仮施設へ移転するため、位置を変更するものです。

- 内 容
  - (1) 高陵中学校の位置を変更します。
    - ・西麻布四丁目14番8号 → 南麻布四丁目5番28号
  - (2) 白金台幼稚園の位置を変更します。
    - ・白金台三丁目7番1号 → 白金台三丁目12番9号
- 施行期日 教育委員会規則で定める日

#### **議案第47号**

##### **港区立教育センター条例の一部を改正する条例**

本案は、隣接する三田中学校の改築工事に伴い、教育センターの位置を変更するものです。

- 内 容 教育センターの位置を変更します。
  - ・三田四丁目13番15号 → 芝二丁目1番30号
- 施行期日 教育委員会規則で定める日

#### **議案第48号**

##### **平成19年度港区一般会計補正予算（第1号）**

本案の概要は、別表のとおりです。

#### **議案第49号**

##### **物品の購入について（パーソナルコンピューター等）**

本案は、パーソナルコンピューター等の購入について、承認を求めるものです。

- 内 容

- (1) 購入の目的 区立小学校及び区立中学校における情報機器の整備
- (2) 購入品目及び数量
- |              |         |
|--------------|---------|
| パーソナルコンピューター | 5 4 5 台 |
| サーバー         | 5 台     |
| カラーレーザープリンター | 1 1 台   |
| プロジェクター      | 1 1 台   |
| デジタル書画カメラ    | 1 1 台   |
| プロジェクタースクリーン | 1 1 台   |
- (3) 購入予定価格 6, 5 6 2 万 8 0 0 円
- (4) 購入の相手方 港区白金三丁目 1 2 番 1 2 号  
株式会社ニシダ

## 議案第 5 0 号

### 訴えの提起について

本案は、建物明渡し等の請求に関する民事訴訟を提起するものです。

#### ○ 内 容

建物の使用料等を滞納し、区の督促に応じない、区立住宅シティハイツ赤坂の居住者に対し、建物の明渡し及び滞納使用料等の支払を求める訴えを提起します。

なお、区は、当該居住者に対し、平成 1 9 年 5 月 1 0 日付けで使用許可を取り消しました。

- ・滞納額 2 1 1 万 5 0 0 円（建物使用料及び共益費）

## 平成19年度港区一般会計補正予算(第1号)概要

## 1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
4 民生費	千円 28,397,219	千円 344,004	千円 28,741,223	千円 諸収入 12,543	千円 331,461	千円 1 待機児童解消の推進に要する追加経費を計上 (1) 認証保育所運営助成を追加 (61,437) (2) 待機家庭支援一時保育を計上 (43,266) (3) 待機児童解消特別事業を追加 (239,301)
7 土木費	24,178,613	13,650	24,192,263	0	13,650	1 交通機関の充実に要する追加経費を計上 (1) 地域交通サービス向上のための基礎調査を計上 (13,650)
歳出合計	107,700,000	357,654	108,057,654	12,543	345,111	

千円	
諸収入	12,543
計	12,543

千円	
繰越金	345,111
計	345,111

## 2 債務負担行為補正

追加

(単位:千円)

事項	期間	限度額
待機児童解消施設賃借	平成20年度～平成23年度	206,071